

報告監第18号
平成19年11月12日

西宮市監査委員	田中正剛
同	野口あけみ
同	村西進
同	阿部泰之

指定管理者監査結果報告
(社団法人 西宮市シルバー人材センター)

地方自治法第199条第7項の規定により、平成19年度公の施設の管理者監査を行った結果は、次のとおりです。

同条第9項の規定に従い報告します。

指定管理者監査結果報告書

第1 監査の期間及び方法

平成19年9月14日から事務局監査に入り、その結果復命を受け、同年10月19日に監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第2 監査の対象

西宮市市民憩の家「広田山荘」の指定管理者である、社団法人西宮市シルバー人材センター(以下「人材センター」という。)における、主として平成18年4月1日から19年3月31日までの期間に執行された、公の施設の管理運営に関する出納、その他の事務を対象に監査を実施しました。

なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、指定管理者提出による直近の数値を用いるよう努めました。

また、採用している会計基準は、公益法人会計基準(昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定、以下「会計基準」という。)となっています。

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 人材センターの概要

(1) 設立の目的

人材センターは、「定年退職後等において、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対し、その労働能力を活用することができる臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務(厚生労働大臣が定めるものに限る。)に係る就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること等により、高齢者の就業の機会の増大とその福祉の増進を図り、もってその能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的」として、平成8年10月1日に設立されています。

(2) 事務所所在地

事務所の所在地は、西宮市青木町2番5号となっています。

(3) 組織

人材センターの組織は、19年10月1日現在、13人の理事で構成する理事会(理事長1人、副理事長1人、常務理事1人)、2人の監事及び事務局長以下14人で構成される事務局となっています。このほか、理事等で構成する7つの専門部会・委員会が置かれています。

なお、事務局に1人、市職員を派遣しているほか、常務理事、事務局長に元市職員が就任しています。

(4) 事業活動の概要

ア 活動方針

18年度は、人材センター設立の目的に沿って、あらゆる分野に、広く就業の機会を得るため、事業活動の方針として、会員の増強と仕事の開拓という基本方針を設け、この方針に基づいて、事務系の就職就業分野の開拓、一般家庭へのサポート事業の推進、安全・適正就業への取組みなどを含めた、7つの取組み目標を掲げています。

イ 事業実績

18年度の事業実績は、次のとおりです。

(単位：件・円・人)

区	分	件数	契約金額	就業延べ人員
事業実績	公共部門	109	103,387,487	38,875
	民間部門	617	367,620,326	94,125
	一般家庭	1,116	32,695,769	9,773
	独自事業	10	3,622,525	2,198
	合計	1,852	507,326,107	144,971

2 西宮市との関係

人材センターは、西宮市市民憩の家「広田山荘」の指定管理者となっており、市から西宮市高年齢者就業機会確保事業補助金 2,000 万円の交付を受ける財政援助団体となっています。

このほか、国から、高年齢者就業機会確保事業費等補助金 2,000 万円が交付されています。

なお、補助対象事業は市補助金と同一内容となっています。

(1) 指定管理施設およびその業務の概要

ア 施設の概要

(ア) 名称：西宮市市民憩の家「広田山荘」

(イ) 場所：西宮市大社町 7 番 17 号

(ウ) 規模

敷地：2,374.95 m²

建物：木造瓦葺(一部鉄板葺)平屋建 572.57 m²

・和室：つつじ(12畳)、萩(6畳)、梅(10畳)、桜(8畳)
菊(17.5畳)、松(21畳)、竹(18畳) 計7室

・会議室：蘭(30 m²)

・調理室：33 m²

(エ) 開館時間：午前 9 時から午後 10 時まで

(オ) 休館日：12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(カ) 設置目的：市民の健全な娯楽及び休息等のため、その使用に供すること。

イ 指定管理者の選定

指定管理者については、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)に基づいて、選定されています。17 年 1 月に公募を実施し、応募した 10 団体を対象に、同年 2 月に指定候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に選定について諮問し、その答申を受けて人材センターを広田山荘の指定管理者の候補となる団体(以下「指定候補者」という。)として選定し、同年 3 月に議会の議決を経て、指定候補者は指定管理者に指定されています。

なお、選定委員会の答申における選定理由は、「運営面での実績や人材活用の面、利用促進への対応、緊急時の対策、また、提案価格が安価であったことなど、総合的に優れていたため。」となっています。

ウ 指定管理の基準

西宮市市民憩の家「広田山荘」指定管理者基本協定書(以下「基本協定書」という。)第4条第1項では、指定管理の基準を次のとおり定めています。

基本協定書及び西宮市市民憩の家「広田山荘」指定管理者18年度協定書(以下「年度協定書」という。)、西宮市市民憩の家条例(以下「憩の家条例」という。)及び同条例施行規則のほか、次に掲げるものに従い、業務を実施するとともに業務を実施するにあたっては、地方自治法、労働基準法その他の法令を遵守しなければならない、となっています。

(ア) 広田山荘指定管理者募集要項

(イ) 広田山荘業務仕様書

(ウ) 広田山荘の管理にかかる事業計画書

エ 指定管理者業務の範囲

基本協定書第5条に、基本的な業務の範囲として次のとおり定めています。

(ア) 憩の家条例第5条の規定に基づく施設の使用許可、不許可、及び許可の取消しに関する業務

(イ) 同条例第7条の規定に基づく使用料の徴収、減免及び返還に関する業務

(ウ) 同条例第8条第1項の規定に基づく工作物等の設置の承認に関する業務

(エ) 広田山荘並びにその附帯施設及び備品等の維持管理に関する業務

(オ) その他、広田山荘の設置目的を達成するため市長が必要と認める業務

オ 施設の利用状況

(単位：件・%・円)

区分	16年度	指数	17年度	指数	18年度	指数
利用件数	1,765	100	2,406	136	3,037	172
稼働率	18.2	100	24.8	136	31.3	172
使用料等	867,290	100	1,159,970	134	1,445,340	167

注1 稼働率は年間利用可能件数9室×3区分×359日=9,693で算出。

注2 指数は16年度を100とし、小数点未満四捨五入。

注3 使用料等は、使用料及び光熱費。

(2) 補助金の状況

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第40条の規定に基づいて、人材センターが行う高年齢者の就業機会を提供する事業に要する経費の一部を補助金として交付することにより、高年齢者の福祉の増進と地域社会の活性化に寄与することを目的として、西宮市高年齢者就業機会確保事業補助金が交付されていま

す。この補助金に関する事務処理の状況について調査したところ、おおむね適正に処理されています。

なお、会計処理において、中科目の就業開拓提供費支出の一部が補助対象事業経費となっているなど、補助対象事業経費が他の経費と明確に区分されていないものが見られます。補助対象となる事業経費については、大科目にまとめるか、特別会計にするなど、会計区分を明確にすることが望まれます。

今後、特別会計など、他の経費支出と明確に区分するよう検討してください。

3 収支の状況

(1) 収支計算書(平成18年4月1日から19年3月31日まで)

18年度の収支状況は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額	差異
事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
受託事業収入	496,007,000	497,510,582	1,503,582
指定管理受託事業収入	6,193,000	6,193,000	0
独自事業収入	3,600,000	3,622,525	22,525
会費収入	3,915,000	3,913,100	1,900
補助金収入	42,735,000	42,735,250	250
負担金収入	208,000	211,050	3,050
雑収入	109,000	132,869	23,869
事業活動収入計	552,767,000	554,318,376	1,551,376
2 事業活動支出			
事業費支出	510,384,000	507,985,552	2,398,448
受託事業費支出	451,257,000	450,426,159	830,841
指定管理受託事業費支出	6,193,000	6,036,745	156,255
独自事業支出	3,295,000	3,286,260	8,740
安全・適正就業推進費支出	1,437,000	1,422,470	14,530
普及啓発費支出	10,690,000	10,362,535	327,465
就業開拓提供費支出	28,820,000	27,789,953	1,030,047
調査研究費支出	656,000	626,820	29,180
福祉・家事援助費支出	5,300,000	5,299,360	640
シアワークのら事業費支出	2,736,000	2,735,250	750
管理費支出	41,490,000	41,332,005	157,995
人件費支出	27,923,000	27,920,132	2,868
一般運営費支出	13,567,000	13,411,873	155,127
事業活動支出計	551,874,000	549,317,557	2,556,443
事業活動収支差額	893,000	5,000,819	4,107,819
投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
特定資産取崩収入	26,000,000	26,000,000	0
財政運営資金積立資産取崩収入	26,000,000	26,000,000	0
投資活動収入計	26,000,000	26,000,000	0
2 投資活動支出			
固定資産取得支出	1,500,000	1,496,245	3,755
什器備品購入支出	1,500,000	1,496,245	3,755
敷金・保証金等支出	5,000	3,550	1,450
預託金支出	5,000	3,550	1,450
特定資産取得支出	31,000,000	31,000,000	0
建物補修積立資産取得支出	500,000	500,000	0
財政運営資金積立資産取得支出	30,000,000	30,000,000	0
20周年記念事業積立資産取得支出	500,000	500,000	0
投資活動支出計	32,505,000	32,499,795	5,205
投資活動収支差額	6,505,000	6,499,795	5,205
予備費支出			
当期収支差額	5,612,000	1,498,976	4,113,024
前期繰越収支差額	5,612,000	5,612,362	362
次期繰越収支差額	0	4,113,386	4,113,386

18 年度収支計算書のうち、指定管理受託事業収入・支出に係るものは、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額	差 異
収 入			
指定管理受託事業収入	6,193,000	6,193,000	0
支 出			
指定管理受託事業費支出	6,193,000	6,036,745	156,255
配分金支出	4,619,000	4,512,350	106,650
材料費支出	22,000	20,413	1,587
旅費交通費支出	167,000	166,060	940
通信運搬費支出	49,000	47,206	1,794
什器備品費支出	75,000	74,800	200
消耗品費支出	309,000	285,263	23,737
修繕費支出	40,000	23,357	16,643
印刷製本費支出	66,000	65,100	900
賃借料支出	26,000	22,680	3,320
委託費支出	820,000	819,516	484
収 支 差 額	0	156,255	156,255

指定管理受託事業収入は、市からの年度協定に基づく業務の実施経費で、予算額と決算額は同額となっています。

指定管理受託事業支出 603 万円の主なものは、配分金支出 451 万円、委託費支出 81 万円、消耗品支出 28 万円で、配分金支出は会員に対する報酬、委託費支出は夜間機械警備や床ワックス掛けなどの専門的業務を外部委託したことによる委託料となっています。

また、什器備品支出 7 万円はガスコンロと掃除機の購入によるものです。修繕費支出 2 万円と、材料費支出 2 万円の一部を含めた 3 万円は施設の修繕に要した支出となっています。

これらにより、決算における収支差額は 15 万円となっています。

(2) 18年度西宮市市民憩の家「広田山荘」収支状況報告書

基本協定書第10条第1項第3号に定める広田山荘の管理に係る経費の収支状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	金 額	内 訳	
		摘 要	金 額
会 員 配 分 金	4,504,900	管理員	3,938,000
		室内清掃	386,100
		屋根樋清掃	22,925
		エアコン点検	125,750
		庭木剪定	18,000
		雨戸補修等	14,125
委 託 費	819,516	夜間機械警備	554,400
		床ワックス掛け	161,000
		ごみ処理	50,400
		受水槽清掃/水質検査	32,716
		自動ドア保守点検	21,000
消耗品費・印刷製本費等	712,329	リーフレット、使用許可申請書、ゴム印、ごみ袋等	
事 務 費	532,442	会員配分金と委託料の合計額の10%	
合 計	6,569,187		
市 委 託 料	6,193,000		
差 引	376,187		

会員配分金450万円のうち、主なものは、管理員に対する393万円で、そのほか、庭木剪定・エアコン点検業務は、専門的な技術を持った会員が担当し、その会員に対する配分金(報酬)56万円となっています。委託費81万円は、外部に業務を委託した費用となっています。消耗品費・印刷製本費等71万円には、什器備品購入費7万円と修繕料3万円が含まれています。

また、事務費53万円は、人材センターの内部規程に基づいて、会員配分金と委託費の合計額の10%として算定し、事務局の必要経費としています。この結果、管理に係る経費の合計額は656万円となり、市委託料619万円を37万円上回っているとして、年度協定書第2条第3項による精算は行われていません。

なお、所管課提出の指定管理委託料の積算基礎によると、委託料619万円のうち、事務費は11万円としていますが、上記報告書では4.8倍の53万円を計上しています。また、一方、人材センターは、市が負担することとなっている什器備品購入費、修繕費を支出しています。

今後、適正な委託料の算定について検討してください。

4 財務の状況

平成18年度の貸借対照表を前年度と比較すると、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	17年度	18年度	増 減
資産の部			
流動資産	21,473,125	21,047,081	426,044
現金預金	33,287,682	37,185,764	3,898,082
未収金	0	0	0
立替金	112,657	136,065	23,408
その他の流動資産	0	0	0
流動資産合計	54,873,464	58,368,910	3,495,446
固定資産			
基本財産	0	0	0
基本財産	0	0	0
基本財産合計	0	0	0
特定資産			
退職給付引当資産	0	0	0
減価償却引当資産	0	0	0
財政運営資金積立資産	26,000,000	30,000,000	4,000,000
20周年記念事業積立資産	1,722,000	2,222,000	500,000
建物補修事業積立資産	3,000,000	3,500,000	500,000
その他の積立資産	0	0	0
特定資産合計	30,722,000	35,722,000	5,000,000
その他固定資産			
建物	0	0	0
構築物	0	0	0
車輛運搬具	1,006,248	771,254	234,994
什器備品	2,522,834	3,272,210	749,376
電話加入権	224,952	224,952	0
預託金	30,350	31,980	1,630
その他の固定資産	0	0	0
その他固定資産合計	3,784,384	4,300,396	516,012
固定資産合計	34,506,384	40,022,396	5,516,012
資 産 合 計	89,379,848	98,391,306	9,011,458
負債の部			
流動負債			
未払金	48,939,798	53,814,627	4,847,829
前受金・仮受金	63,620	89,120	25,800
預り金	257,984	351,777	93,793
その他の流動負債	0	0	0
流動負債合計	49,261,102	54,255,524	4,994,422
固定負債			
退職給付引当金	0	0	0
その他の固定負債	0	0	0
固定負債合計	0	0	0
負 債 合 計	49,261,102	54,255,524	4,994,422
正味財産の部			
指定正味財産	0	0	0
(うち、基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち、特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
一般正味財産	40,118,746	44,135,782	4,017,036
(うち、基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち、特定資産への充当額)	(30,722,000)	(35,722,000)	(5,000,000)
正味財産合計	40,118,746	44,135,782	4,017,036
負債及び正味財産合計	89,379,848	98,391,306	9,011,458

注 各年度3月31日現在。

5 事務処理の状況

(1) 施設管理事務

ア 財産管理

市からの管理経費の中から、ガスコンロ、掃除機の取得が行われています。本来、備品費、修繕費などは市が負担すべきもので、年度協定書第2条によると、管理経費の中に備品費は含まない、としています。

なお、日常必要な設備や備品の補充、修繕等に対して、市が適切に対応する体制がとられているか、という問題もあります。

今後、施設で必要とする備品、修繕等についての費用負担など、取決めを明確にしておく必要があります。

イ 契約事務

人材センターでは、夜間機械警備など、委託業務の契約にあたっては、前年度の契約内容をそのまま踏襲し、新たに見積書の徴取などは行われていません。また、基本協定書第5条第2項に、業務を委託する場合は市の承認を得て行うこと、としています。これについては、毎年、契約の都度承認の手続を行うようにしてください。

ウ 施設使用申請・許可

市民等から提出された広田山荘使用許可申請書の中に、使用目的の記載のないものが見られます。憩の家条例第2条に施設は市民の健全な娯楽及び休息のため、その使用に供することを目的とする、と定めています。

今後、使用目的については必ず記載の有無を点検、確認し、同条例の目的に沿った施設利用を図ってください。

また、使用許可にあたって徴収する使用料等については、領収書が許可書と兼用して発行されています。領収書を兼用する場合は、必ず通し番号などを予め記入しておくことが必要です。

今後、使用許可書と領収書の発行について、適切な対応が求められます。

なお、人材センターの会議等による使用も見られますが、予約にあたっては、市民の利用に優先することのないよう、十分配慮してください。

エ 使用料等の徴収

市の収入である施設使用料については、西宮市市民憩の家「広田山荘」使用料徴収委託契約が結ばれ、人材センターが徴収を行っていますが、地方自治法施行令第 158 第 1 項では徴収委託の対象として認められていない実費徴収金についても、使用料と同様に徴収が行われています。また、過誤納金については、徴収した使用料の中から支払われていますが、支出事務の委託契約は行われていません。

また、人材センターが徴収した使用料については、毎月、所管課担当者が訪問して集金する形をとっていますが、この際、出納員の領収書が発行されていません。このため、形式上、人材センターは、委託徴収金を出納員に納付したこととなっておりません。なお、西宮市会計規則第 24 条の 2 第 3 項によると、委託徴収金については原則として翌日の納付とされ、これによりがたい場合は別途定めること、としていますが、文書の形で定められたものはありません。

今後、使用料等の徴収にあたっては、法令等に従った適正な事務処理に努めてください。

オ その他

年度協定書第 2 条第 3 項に、管理にかかる経費の収支状況において、余剰が生じた場合は差額を市に返納すること、としています。

なお、会員配分金について、事業報告書の金額と収支計算書の内容が一致していません。

今後、事業報告書等の点検を慎重に行ってください。

また、事務費については、委託料の精算時に比べ大幅に増となっており、その妥当性について検討の余地も見られます。

さらに、年度協定書第 2 条第 3 項の精算規定については、妥当性の検討も必要です。

6 む す び

人材センターは、平成 17 年度から指定管理者として広田山荘の管理運営にあたっています。

広田山荘の利用状況を見た場合、利用件数は指定管理者制度の導入前の 16 年度を 100 とした指数は 17 年度は 136、18 年度は 172 と、大きな伸びが見られます。

これは、人材センターが、運営面での実績や人材活用の面、利用促進への対応、緊急時の対策、また、提案価格が安価であったことなどを評価され、指定管理者に選ばれたことに照らし、そのメリットを発揮して管理運営が行われたことによるものです。

また、建物内外の環境整備が良好に維持されていることとともに、イベントの実施等による利用促進のための活動も利用件数の増大の要因と考えられます。さらに、植木の剪定、屋根樋の清掃、エアコンの点検など、専門的な技術を必要とする作業が低額の費用で行われ、経費節減も図られている状況が窺われます。

なお、指定管理者制度移行に伴う事務処理体制の確立や、市の指導体制の遅れもあり、事務処理の不備が見られます。

特に、使用料の徴収事務についての不適切な事務処理が散見されました。

今後、指定管理者制度に伴う事務処理について全体的な点検を行ない、適正な事務処理について、検討・実施するとともに、指定管理者に対しては適切な指導を行ってください。